

補助金該当チェックシート（要提出）

申請者 氏名

該当する場合は☑を入れてください。下記の1及び2の全てに当てはまらない場合は原則、補助を受けられません。また、このチェックシートは交付申請時にご提出をお願いします。

1. 申請にあたって（すべての方）

- 補助対象システムを設置する住宅の所在地に住所があること。（又は住所を移すこと。）
- 自らが所有し、居住する（予定を含む）住宅、またはその敷地内に補助対象システムを設置すること。
- 契約を行っていないこと。契約は交付決定後に行うこと。
- 申請する年度の2月末日までに工事が完了し、支払いが終わる見込みであること。
- 同じ住宅で、同じ補助対象システムに対して補助金を受けていないこと。
- 申請者とその世帯全員が市税等に滞納が無く、その確認に同意できること。（同意書を提出）
- 補助対象システム設置にあたって、また設置後も、市の求めに応じて書類の提出や、現地確認を受けることに同意できること。

以下、申請を希望するシステムごとにチェックをお願いします。

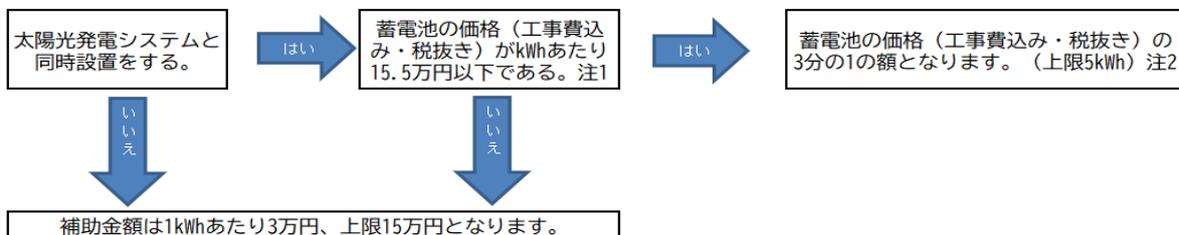
2-①. 住宅用太陽光発電システム

- FIT制度（固定価格買取制度）やFIP制度（補助金上乘せ制度）、自己託送（発電した電力を遠隔地で自家消費すること）を活用しないこと。（申請後の制度の利用も不可です。）
- 発電した電力量の30%以上を自宅で消費すること。
- 商品化され、導入実績がある設備であること。
- 未使用品であること。
- リース契約でなく、自己所有していること。
- 誓約書（申請者用）を提出すること。
- 誓約書（施工業者用）を施工業者からもらうこと。
- 電力会社との接続（系統連系）をすること。
接続しない場合は、売電を行わないことの誓約書を提出。（任意様式）
- 補助を受けた後、「17年間」は正しく補助対象システムを使用すること。
- 「17年間」は、J-クレジット制度への参加は行わないこと。

2-②. 定置用蓄電池システム

- 商品化され、導入実績がある設備であること。
- 太陽光発電システムの付属設備であること。（太陽光発電システムが既設、又は新設すること）
- 未使用品であること。
- リース契約でなく、自己所有していること。
- 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- 定置用（住宅に固定して使用するもの）であること。
- 蓄電池の仕様として、別表の要件を満たすこと。（別表もご確認ください。）
 - 蓄電池の初期実効容量が1.0kWh以上であること。
 - 蓄電容量、初期実効容量、定格出力、出力可能時間が正しく表示されていること。
 - メーカー保証（無償）が10年以上であること。
- 補助を受けた後、「6年間」は正しく補助対象システムを使用すること。

○蓄電池の補助金額について



注1) 蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）が100万円/6.5kWhの蓄電池の場合、100万円/6.5kWh=15.38…円/kWh<15.5万円/kWhとなるため該当となります。

注2) 蓄電池の価格（工事費込み・税抜き）が100万円/6.5kWhの蓄電池の場合、100万円×1/3×5kWh/6.5kWh=25.64…万円⇒25.6万円の補助額となります。

次世代自動車充給電システム（通称：V2H、VtoH）については裏面です。

2-③. 次世代自動車充電システム（通称：V2H、VtoH）

<input type="checkbox"/> システムと接続する電気自動車を実績報告時に所有していること。 （電気自動車の所有者は申請者本人または同居の家族に限ります。車検証で確認します。）
<input type="checkbox"/> 国の補助事業の対象として（一財）次世代自動車振興センターにより登録されていること。
<input type="checkbox"/> 未使用品であること。
<input type="checkbox"/> リース契約でなく、自己所有していること。所有者は申請者本人または同居の家族に限ります。 車検証で確認します。ローンによる購入の場合で、販売店等の名義の場合はローン終了後に名義が移ることが記載された契約書等の写しを提出。
<input type="checkbox"/> 設置工事が完了した際に、住宅の分電盤と接続され、電気自動車と住宅の間で充電及び給電ができる状態であること。
<input type="checkbox"/> 補助を受けた後、「6年間」は正しく補助対象システムを使用すること。

表面もご確認ください。